5ページ

第2章　障害のある人を取り巻く現状

1　障害のある人の動向

(1)人口及び障害のある人の状況

① 人口の推移

高知県の人口は675,710人、世帯数は314,268世帯で(令和4年10月1日現在、推計人口)、人口・世帯数ともに減少傾向にあります。

少子高齢化が進み、人口総数のうち0歳から14歳の年少人口割合が10.6％となる一方で、65歳以上の高齢者人口の割合(高齢化率)が36.1％と県民の3人に1人が高齢者となっています。

グラフ、人口総数と年齢階層別人口の推移の説明

平成20年：住民基本台帳人口（3月31日現在）

人口総数784,867　0～14歳98,393人　15～64歳473,816人　65歳以上212,658人

世帯数347,102世帯

平成25年：高知県推計人口（4月1日現在）

人口総数744,628　0～14歳88,654人　15～64歳429,093人　65歳以上226,881人

世帯数319,205世帯

平成30年：高知県推計人口（4月1日現在）

人口総数709,054　0～14歳79,960人　15～64歳385,169人　65歳以上243,925人

世帯数315,712世帯

令和4年：高知県推計人口（10月1日現在）

人口総数675,710　0～14歳71,618人　15～64歳360,098人　65歳以上243,994人

世帯数314,268世帯

グラフの説明終わり

6ページ

② 障害のある人の状況

身体障害者手帳の交付数(各年3月末)

身体障害者手帳（注10）の交付数は、平成25年の44,934人から令和4年には38,206人へと6,728人減少(－15％)しています。

障害の種別では、「肢体不自由」が48.3％(平成25年：53.9％)を占め、次いで「内部障害」が37.2％(平成25年：31.7％)、以下、「視覚障害」7.2％(平成25年：7.0％)、聴覚・平衡機能障害6.3％(平成25年：6.5％)、音声・言語そしゃく機能障害1.0％(平成25年：1.0％)という状況です。

グラフ、身体障害者手帳の障害種別の交付数(各年3月末)の説明

総数　平成25年度44,934人　令和4年度38,206人

内部障害　平成25年度14,239人（31.7％）　令和4年度14,195人（37.2％）

肢体不自由　平成25年度24,229人（53.9％）　令和4年度18,445人（48.3％）

音声・言語・そしゃく機能障害　平成25年度412人（0.9％）　令和4年度376人（1.0％）

聴覚・平衡機能障害　平成25年度2,916人（6.5％）　令和4年度2,420人（6.3％）

視覚障害　平成25年度3,138人（7.0％）　令和4年度2,770人（7.3％）

グラフの説明、終わり

6ページの語句の説明

（注10）身体障害者手帳

身体に永続的な一定の障害のある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

6ページの語句の説明、終わり

7ページ

65歳以上の人の割合は、平成25年の75.2％から令和4年には79.7％へと、4.5ポイント増加しています。

グラフ、身体障害者手帳の年代別の交付数(各年3月末)の説明

総数　平成25年度44,934人　令和4年度38,206人

0～17歳　平成25年度529人（1.2％）　令和4年度416人（1.1％）

18～64歳　平成25年度10,607人（23.6％）　令和4年度7,345人（19.2％）

65歳以上　平成25年度33,798人（75.2％）　令和4年度30,445人（79.7％）

グラフの説明、終わり

8ページ

療育手帳の交付数(各年3月末)

療育手帳（注11）の交付数は、平成25年の5,906人から令和4年には6,763人へと、857人増加(＋14.5％)しています。全体数は増加していますが、重度の割合は減少傾向にあります。

グラフ、療育手帳の区分別の交付数(各年3月末)の説明

総数　平成25年度5,906人　令和4年度6,763人

A（最重度・重度）　平成25年度2,503人（42.4％）　令和4年度2,545人（37.6％）

B（中度・軽度）　平成25年度3,403人（57.6％）　令和4年度4,218人（62.4％）

グラフの説明、終わり

65歳以上の人の割合は、平成25年の10.3％から令和4年には13.6％と、3.2ポイント増加しています。

グラフ、療育手帳の年代別の交付数(各年3月末)の説明

総数　平成25年度5,906人　令和4年度6,763人

0～17歳　平成25年度922人（15.6％）　令和4年度935人（13.8％）

18～64歳　平成25年度4,371人（74.0％）　令和4年度4,907人（72.6％）

65歳以上　平成25年度613人（10.3％）　令和4年度918人（13.6％）

グラフの説明、終わり

8ページの語句の説明

（注11）療育手帳

知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。本県では障害の程度によって、Ａ1(最重度)、Ａ2(重度)、Ｂ1(中度)、Ｂ2(軽度)の4段階に区分されています。

8ページの語句の説明、終わり

9ページ

精神障害者保健福祉手帳交付数と自立支援医療受給者証(精神通院)交付件数、精神科病院入院患者数(各年3月末)

精神障害者保健福祉手帳（注12）の交付数は、平成25年の3,961人から令和4年には6,785人へと、2,824人増加(＋71.3％)しています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院)の交付件数は、平成25年の9,853人から令和4年には12,224人へと、2,371人増加(＋24.1％)しています。

グラフ、精神障害者保健福祉手帳交付数、自立支援医療受給者証(精神通院)交付件数、精神科病院入院患者数(各年3月末)の説明

平成25年　精神科病院入院患者数3,049人　医療受給者証交付件数9,853件　手帳交付数3,961人

平成26年　精神科病院入院患者数3,026人　医療受給者証交付件数10,075件　手帳交付数4,207人

平成27年　精神科病院入院患者数3,030人　医療受給者証交付件数10,558件　手帳交付数4,531人

平成28年　精神科病院入院患者数2,915人　医療受給者証交付件数10,879件　手帳交付数4,904人

平成29年　精神科病院入院患者数2,955人　医療受給者証交付件数11,078件　手帳交付数5,265人

平成30年　精神科病院入院患者数2,951人　医療受給者証交付件数11,125件　手帳交付数5,498人

令和元年　精神科病院入院患者数2,941人　医療受給者証交付件数11,352件　手帳交付数5,750人

令和2年　精神科病院入院患者数2,944人　医療受給者証交付件数11,884件　手帳交付数6,142人

令和3年　精神科病院入院患者数2,914人　医療受給者証交付件数12,436件　手帳交付数6,468人

令和4年　精神科病院入院患者数2,847人　医療受給者証交付件数12,224件　手帳交付数6,785人

グラフの説明、終わり

特定医療費(指定難病)医療受給者証交付件数(各年3月末)

県内の特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けている難病のある人は平成28年の6,509人から令和4年には5,942人へと567人減少(－8.7％)しています。対象疾病数は338まで拡大されています。

グラフ、特定医療費(指定難病)医療受給者証交付数の説明

平成28年　受給者数6,509人　対象疾病数306疾病

平成29年　受給者数6,754人　対象疾病数306疾病

平成30年　受給者数5,508人　対象疾病数330疾病

令和元年　受給者数5,510人　対象疾病数331疾病

令和2年　受給者数5,642人　対象疾病数333疾病

令和3年　受給者数6,112人　対象疾病数333疾病

令和4年　受給者数5,942人　対象疾病数338疾病

グラフの説明、終わり

9ページの語句の説明

（注12）精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度に応じて重度のものから、1級、2級、3級に区分されています。

9ページの語句の説明、終わり

10ページ

(2)国や社会の動向

第2期計画の策定(平成25年3月)以降に、障害のある人に関わる様々な制度の改正等が行われています。

表、障害福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）の説明

平成26年

アルコール健康障害対策基本法の施行

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策の実施と本人・家族への支援の促進

平成28年

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行

障害のある人に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等

平成30年

改正障害者総合支援法の施行

地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助（注13）)の創設

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援（注14）)の創設

重度訪問介護（注15）の訪問先の拡大・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)の施行

文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進

ギャンブル等依存症対策基本法の施行

ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策と、本人・家族への支援の促進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の施行

公共交通施設や建築物等のバリアフリー（注16）化の推進、心のバリアフリーの推進

10ページの語句の説明

（注13）自立生活援助

施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に、生活面の支援を行うサービスです。

（注14）就労定着支援

一般企業等へ就職した人に、一定期間、就労の継続のために必要な支援を行うサービスです。

（注15）重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

（注16）バリアフリー

もともとは障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁(バリア)をなくすという意味です。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味でも用いられます。

10ページの語句の説明、終わり

11ページ

表、障害福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）の説明の続き

平成30年

地域共生社会（注17）の実現に向けた社会福祉法の改正

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、その理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

令和元年

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の施行

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的な実施を推進

令和2年

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書

精神障害の有無や程度にかかわらず、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加等が包括的に確保された体制の構築に向けた課題整理

令和3年

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の施行

医療的ケア児（注18）の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等

障害者差別解消法の改正

障害者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付け

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行

国及び都道府県が、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の整備への支援を行う旨を規定

令和4年

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ（注19）・コミュニケーション施策推進法)の施行

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に向けた地方公共団体や事業者・国民の責務等を明記

11ページの語句の説明

（注17）地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をさしています。

（注18）医療的ケア児

NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

（注19）アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことで、高齢者や障害のある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できることを意味します。

11ページの語句の説明、終わり

12ページ

表、障害福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）の説明の続き

令和4年

国連障害者権利委員会による政府報告の審査、総括所見の採択・公表

インクルーシブ教育（注20）を受ける権利の認識、障害者の脱施設化及び自立生活支援、精神障害者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直し、意思決定を代行する制度から支援を受けて意思決定をする仕組みへの転換等多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示される

障害者総合支援法等の一括改正(令和6年4月施行)

障害者の住まいや働き方の幅を広げることを主眼とし、一人暮らしを希望する人へのグループホーム（注21）による支援や就労選択支援（注22）の新設などが盛り込まれる

障害者差別解消法改正(令和3年6月公布)に基づく国の基本方針改定(令和6年4月施行)

改正法の円滑な施行に向け、政府全体の方針となる基本方針が改定され、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例が新たに記載されたほか、行政機関等・事業者と障害のある人の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であること等が明記される

第5次障害者基本計画(令和5年度から令和9年度まで)の改定

表、障害福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）の説明、終わり

12ページの語句の説明

（注20）インクルーシブ教育

障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場でともに学び、個別の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の実現を目指す教育の仕組みです。

（注21）グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行うサービスです。

（注22）就労選択支援

障害のある人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所を自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適正、地域社会や地域の事業所の状況にあった選択をできるよう支援するサービスです。

12ページの語句の説明、終わり

13ページ

このほか、国では、令和4年度で終期を迎える「第4次障害者基本計画」に代わる「第5次障害者基本計画」を策定し、

障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえた上で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること

災害発生時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めること

障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障害者の人権の確保の上で基本となる障害の「社会モデル（注23）」の考え方や原則への理解促進に継続して取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことなどを重要視し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

13ページの語句の説明

（注23）障害の「社会モデル」

平成18年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」で示された考え方で、「障害」は社会(もの、環境、人的環境等)と個人の心身機能の障害があいまって作り出されているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務として社会全体の問題として捉える考え方のことをいいます。

我が国においても平成23年に改正された「障害者基本法」で社会モデルの考え方が採用され、その後の障害者施策の基本となっています。

13ページの語句の説明、終わり

14ページ

(3)県民・団体等の意識

① 計画策定に向けたアンケート調査

計画の策定に向けた基礎資料とするため、障害のある人や日常生活で何かしらの支援が必要な人やそのご家族、県内にお住まいの県民の方を対象に、生活の状況や障害者施策に対する意識などを把握することを目的に実施しました。

高知県障害者計画策定に向けたアンケート調査

調査目的

障害のある人や日常生活で何かしらの支援が必要な人やそのご家族の現在の状況やご意見・ご要望を把握するために実施

調査対象

障害福祉サービスの利用者

障害者支援施設（注24）、障害福祉サービス事業所、グループホーム、福祉ホーム（注25）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所

特別支援学校（注26）、特別支援学級（注27）の在籍児童・生徒又は保護者

精神科病院入院患者・通院患者、精神科診療所通院患者

障害者団体所属会員　等

合計 14,167人

調査方法

各事業所・学校等に調査票を送付後、事業所・学校等を通じて回収、又は回答者から返信用封筒にて調査票を回収。調査票の返送に代わりＷＥＢによる回答も受付。

障害福祉課ＨＰにアンケート調査実施のページを作成し、ホームページや関係団体の広報誌等をとおして、回答の実施を呼びかけた。

調査期間

令和4年9月27日から10月17日（高知市教育委員会分については11月8日から12月2日）

回収状況

回答数　5,533件（回答率：39.1％）

令和4年度県民意識調査

調査目的

高知県にお住まいの県民の方の障害福祉に関する意識を把握するために実施

調査対象

高知県内在住の20歳以上の方 1,500人(選挙人名簿より無作為抽出)

調査方法

調査票を郵送にて配布。

回答は調査票の郵送、ＷＥＢによる回答を併用。

調査期間

令和4年9月30日から10月21日

回収状況

回答数　686件（回答率：45.7％）

以下、令和4年度に実施した「高知県障害者計画策定に向けたアンケート調査」は「当事者調査」、「令和4年度県民意識調査」は「県民意識調査」とします。

14ページの語句の説明

（注24）障害者支援施設

主として夜間に入浴、排せつ、食事の介助などを行うとともに、昼間に生活介護などのサービスを提供する施設です。

（注25）福祉ホーム

住居を必要としている障害のある人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要なサービスを提供する施設です。

（注26）特別支援学校

障害のある子どもたちが専門的な教育を受ける場で、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の障害別により学校が分かれています。

（注27）特別支援学級

小学校、中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級のことです。

14ページの語句の説明、終わり

15ページ

高知県が障害のある人にとって住みやすい県だと思うか尋ねた結果、「当事者調査」、「県民意識調査」とも「普通」と回答した人が最も多く、当事者調査では前回調査の結果より「住みやすい」「まあまあ住みやすい」と回答した人がやや少なくなっています。

「県民意識調査」では、「あまり住みやすいとは思わない」と回答した人が「当事者調査」より多く、「住みやすい」と回答した人が少なくなっています。

グラフ、高知県が障害のある人にとって住みやすい県だと思うかの説明

当事者調査　nとはアンケート調査結果の各設問の母数のこと

今回調査(n=5,533)　住みやすい11.9％　まあまあ住みやすい12.5％　普通29.7％　あまり住みやすいとは思わない12.7％　住みにくい6.1％　わからない23.6％　無回答3.4％

身体障害(n=1,003)　住みやすい10.3％　まあまあ住みやすい14.3％　普通26.3％　あまり住みやすいとは思わない13.3％　住みにくい11.0％　わからない20.7％　無回答4.2％

知的障害(n=2,943)　住みやすい11.9％　まあまあ住みやすい10.4％　普通29.1％　あまり住みやすいとは思わない11.8％　住みにくい6.3％　わからない27.2％　無回答3.3％

精神障害(n=1,202)　住みやすい16.9％　まあまあ住みやすい15.9％　普通31.4％　あまり住みやすいとは思わない10.4％　住みにくい6.5％　わからない17.0％　無回答2.0％

難病(n=192)　住みやすい6.3％　まあまあ住みやすい16.1％　普通29.2％　あまり住みやすいとは思わない16.7％　住みにくい9.4％　わからない21.4％　無回答1.0％

発達障害(n=1,337)　住みやすい5.2％　まあまあ住みやすい12.0％　普通30.1％　あまり住みやすいとは思わない19.6％　住みにくい7.0％　わからない24.2％　無回答1.9％

高次脳機能障害(n=100)　住みやすい11.0％　まあまあ住みやすい17.0％　普通31.0％　あまり住みやすいとは思わない11.0％　住みにくい6.0％　わからない21.0％　無回答3.0％

前回調査(n=5,747)　住みやすい14.8％　まあまあ住みやすい13.3％　普通22.2％　あまり住みやすいとは思わない11.8％　住みにくい5.8％　わからない23.0％　無回答9.1％

県民意識調査

今回調査(n=686)　住みやすい3.1％　まあまあ住みやすい12.7％　普通28.7％　あまり住みやすいとは思わない23.8 ％　住みにくい3.5％　わからない27.3％　無回答1.0％

前回調査(n=824)　住みやすい3.4％　まあまあ住みやすい10.4％　普通24.4％　あまり住みやすいとは思わない18.1％　住みにくい4.9％　わからない32.6％　無回答5.8％

グラフの説明、終わり

16ページ

「県民意識調査」で障害のある人の社会参加が進んだと思うか尋ねたところ、前回調査の結果と比べて「大いに進んだ」「ある程度進んだ」と回答した人はほぼ変わらず、「あまり進んでいない」「変わらない」と回答した人が増えています。

なお、その他の設問についての調査結果については、「第4章　施策の展開」の中で紹介しています。

グラフ、障害のある人の社会参加についての説明

県民意識調査

今回調査(n=686) 　大いに進んだ2.2％、ある程度進んだ43.0％、変わらない10.5％、あまり進んでいない22.6％、まったく進んでいない2.6％、わからない17.1％、その他0.7％、無回答1.3％

前回調査(n=824)　大いに進んだ2.7％、ある程度進んだ41.1％、変わらない7.5％、あまり進んでいない18.4％、まったく進んでいない1.6％、わからない23.3％、その他0.4％、

無回答5.0％

グラフの説明、終わり

補足説明

アンケート調査結果の各設問の母数ｎ(Numbe of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

各選択肢の構成比(％)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。

このため、択一式の回答については構成比の合計が100％にならない場合があります。

また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100％を超える場合があります。

グラフ中の数字は、特に断り書きのない限り全て構成比を意味し、単位は％です。

17ページ

② 計画策定に向けた関係団体等ヒアリング調査

計画の策定に向けた基礎資料とするため、障害福祉関係団体を対象に、第2期計画策定後の10年間での変化や今後の課題などについてそれぞれの立場から感じていることを伺いました。

調査目的

本計画の策定に当たって、障害福祉関係団体の立場からご意見を伺い、計画策定の参考とするために実施

調査対象

高知県障害者施策推進協議会（注28）へ委員が参画する障害福祉関係団体　12団体

高知県身体障害者連合会、高知県視力障害者の生活と権利を守る会、高知県聴覚障害者協会、高知県肢体障害者協会、高知県重症心身障害児(者)を守る会、高知県身体障害者(児)施設協会、高知県知的障害者育成会、高知県知的障害者福祉協会、高知県自閉症協会、高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会、高知県難病団体連絡協議会、高知県社会就労センター協議会

実施方法

ヒアリング調査票の配布・回収

調査期間

令和4年12月28日から令和5年1月17日

調査項目

この10年間で変わったと感じること(良くなった点、新たに課題と感じる点など)、人材育成や人材確保に向けた課題のほか、障害者計画の策定や今後の福祉施策の推進に向けたご意見・ご要望等

(主な意見)

この10年間で変わったと感じること(良くなった点)

権利擁護

障害者の権利擁護や虐待防止への意識が強くなっている。

障害児支援

高度な医療的ケアを必要とする子どもはほとんど施設入所だったが、一部の地域で福祉サービス、訪問診療・訪問看護等の利用により在宅生活ができるようになった。医療的ケア児も外出の機会も増え、通学・通園できるケースが出てきた。

行政からの情報発信が充実し、乳幼児期に障害の診断・子育て相談ができる医療機関等につながり、親が障害特性・子どもの成長段階に合った生活上の相談ができる機会・学びの場が増えた。

放課後等デイサービスが劇的に増え、保護者のレスパイト先・生活支援先が増えた。

自閉症・発達障害児に対応できる医療関係者が、身近に増えているのではと思う。

17ページの語句の説明

（注28）障害者施策推進協議会

障害者基本法に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項の協議や調査審議及びモニタリングを行うため県に設置する機関で、障害のある人・学識経験者・障害者福祉事業従事者・関係行政機関の職員などで構成されます。

17ページの語句の説明、終わり

18ページ

サービス提供

障害福祉サービスでは新たなサービスが増え、本人に合ったサービスを選びやすくなった。

雇用・工賃

企業による障害者雇用が進んできた。

農福連携が一部地域で活性化し、ひきこもりの方や就労に結びつかなかった方の新たなチャレンジの場ができた。他業種での取組も広がろうとしている。

この10年間で変わったと感じること(新たに課題と感じる点)

情報アクセシビリティ

読書バリアフリー法、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は成立したが、視覚障害者への深刻な情報不足は改善されていない。

聴覚に障害のある人は聞こえる人と同等に情報を得られていない状況は変わらない。聞こえる人と同じように得られる状態が当たり前にという意識、理解がまだ足りない。

障害児支援

発達障害・自閉症については、以前より知られるようになったが、正しく理解して対応できている現場は少ない。知的を伴わない発達障害の子ども・大人への理解について、社会全体での周知がもっと必要。

重度の障害児・者への長期にわたる支援が不十分。地域で暮らす上での、保護者支援(生活面、保護者が病気・入院・レスパイト等)が必須。

医療的ケアが必要な子どもも大学進学、就職の機会が当たり前になるよう成長や発達、生活における支援や環境整備、支援のネットワークづくりなど乳幼児期から想定した切れ目のない支援が必要。

サービス提供

利用できる社会資源は、障害児の長期休み(高知市周辺)については多くなったと感じるが、それ以外は少なくなった印象がある。

都市部にサービスが集中し、地方ではサービスや資源がなく、利用者が選択する自由がないため、住み慣れた場所により格差が生まれている。

ひとにやさしいまちづくり

点字ブロック上への駐車禁止など、障害者に対する意識の向上と普及啓発に努めてほしい。

視覚障害のある人が自由に町を歩くために、音響式信号機を充実してほしい。

19ページ

教育

小中学校の教職員に対する障害の特性への理解・支援を全般的に深めるような取組が必要。

雇用・工賃

障害者雇用先の障害特性への理解普及や就労先へ職員や当事者支援のできる方の確保と育成。

視覚障害者の雇用については、あんまマッサージ鍼灸以外の就労に関してはあまり進歩があると実感できない。

就労継続支援Ｂ型事業所では、重度の方の利用希望が増えている。工賃向上に向けて生産性アップを図るため、更なるスキルアップを求められるが、利用者の高齢化や重度化、新規利用者の減少、人材不足といった課題がある。

就労継続支援Ｂ型事業所の報酬単価が、平均工賃により変動するため、安定した経営が難しくなった。地域によっては作業確保が厳しく、工賃アップにつながらない。

災害対策

避難所までの安全な誘導や、避難所での安心した生活ができるのか不安に感じる。

医療的ケア児者は他の要配慮者とは異なる課題も多いため、実際の避難訓練や勉強会等を継続するなど早急に対策を進めてほしい。

新型コロナウィルス感染症への対応について

医療機関等における障害特性に応じた合理的配慮が必要。

医療機関等における障害特性や障害に配慮したコミュニケーションへの理解が必要。

人材確保や人材育成に向けた課題等

各事業所の活動だけでは人材確保が厳しく、県をあげての更なる支援が必要。

よい人材確保のためには、福祉分野全体の賃金の底上げが必要。

福祉の魅力ややりがいを若い人たちに伝えていかなければいけない。

障害者と対話を重ね、障害者の身になって福祉行政に携わる人材育成が大切。

虐待防止のため、ストレスをためこまないための研修などの充実が必要。

今後の福祉施策に向けたご意見・ご要望

災害対策基本法に情報保障が明確化されたことを踏まえ、情報保障について具体的に計画に盛り込む必要がある。

重度障害者の親は親なき後のことを大変切実に悩んでいるので、親が安心して託せる障害者施策を確立してほしい。

あったかふれあいセンターや集落活動センターのように、各地域に住民のとまり木ができることで、より住民の安心した住みよい地域づくりとなる。

20ページ

2　今後の施策推進に向けた視点

① 障害や障害のある人への一層の理解の促進と地域で支え合う仕組みづくり

共生社会の基盤となる障害や障害のある人への正しい理解の一層の促進に加えて、安心して暮らしていくために住民の誰もがお互いに気にかけ合う地域づくりに向けた意識醸成や市町村における包括的な支援体制づくりが必要です。

② 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

情報アクセシビリティ(取得・利用)の向上やコミュニケーション(意思疎通)手段の充実、道路・公共交通機関・建築物の一層のバリアフリー化による誰もが移動・利用しやすい環境の整備など、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上が必要です。

③ 地域での生活を支援するサービスや体制の充実

障害のある人の高齢化や障害の重度化、更には、家族の高齢化や「親亡き後」に対する不安の声が多く聞かれる中、障害のある人が安心して暮らし続けられるよう、障害特性や多様なライフステージ（注29）に対応したサービスの充実や、身近な地域での相談支援体制、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用などの関係者が連携した支援体制が必要です。

④ 教育の充実や就労、芸術文化やスポーツ等の社会参加の機会の拡大や環境の整備

特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加や、障害の多様化が見られる中、教職員の専門性の向上や個々の特性に応じた指導・支援の体制の充実・強化が必要です。

また、障害特性に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備や障害の有無にかかわらず、誰もが地域において生涯をとおして文化芸術やスポーツ等様々な活動に親しむことができる機会の拡大と環境の整備が必要です。

⑤ 地震・台風等の災害時や感染症発生時等の非常時における支援体制の充実

地震・台風等の災害時や新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時等の非常時には、障害のある人がより深刻な影響を受けることがあることから、その影響やニーズに留意した各種施策の推進が必要です。

20ページの語句の説明

（注29）ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階のことです。

20ページの語句の説明、終わり